

第15期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
「業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第15期

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、2020年12月14日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております（最終改定日2023年2月22日）。基本方針の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するため、企業理念、行動指針、ミッション、ビジョン、コアバリューを定める。代表取締役社長は、これらの企業理念等を継続的に取締役及び使用人に伝達することにより、法令等及び社会規範遵守を徹底する。
 - ロ. 当社グループは、コンプライアンス規程に基づき、取締役及び使用人に周知、徹底することにより、法令等及び社会規範遵守のための体制を整備していく。また、代表取締役社長を委員長とし、各部長、監査役その他取締役会で定める者を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会において、当社におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図る。
 - ハ. 当社グループは、リスク管理規程に基づき、健全な事業活動を推進するため、リスク管理体制を構築する。
 - ニ. 当社グループは、経営の合理化・効率化と業務の適正な遂行を図るため、内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。内部監査室長は、各部署における業務遂行、コンプライアンスの状況等について、内部監査の結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。内部監査室長は監査報告書の内容について、代表取締役社長と協議し、改善のための対策、措置等を講じる必要がある場合、被監査部門及び関係各部門の長に対して、代表取締役社長名にて改善命令を出す。改善命令を受けた被監査部署及び関係部署の長は、遅滞なく必要な対策、措置等を講じ、その実施状況を記載した改善報告書を内部監査室に提出する。内部監査室は、内部監査の計画、実施に当たっては、監査役及び会計監査人と連携する。
 - ホ. 当社グループは、情報セキュリティ、個人情報の保護に関して、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行う。

- ヘ. 当社グループは、法令違反行為等に関する相談・通報とその処理についての必要な事項を定めた内部通報規程に基づき、法令遵守の徹底及び倫理観の醸成、向上等を図り、法令違反行為等の防止及び早期発見に努める。
- ト. 当社グループは、反社会的勢力等排除規程に基づき、反社会的勢力等に関与し、又は利益を供与することを防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会規程、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、文書管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理するとともに、適切に閲覧できる体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループは、リスク管理規程において、リスク管理体制に関する基本事項を規定し、リスクの適切な管理を実現する。リスク管理に関する重要事項の審議と方針決定はリスク管理委員会が行い、委員長であるリスク管理担当役員は、リスク管理の観点から重要事項を取締役会において報告する。
- ロ. リスク管理担当役員は各種リスクに関するリスク管理方針の立案及び遂行を指示し、リスク状況の報告を受けて、その責任のもとにリスク管理体制を構築する。
- ハ. 当社グループの各部門は、自部門の事業特性に応じた各種リスクを洗い出し、リスク管理委員会からの指示を受けたリスク管理の枠組み、管理手法及び報告方法に則り、定期的及び必要に応じて、遅滞なくリスク管理委員会にリスク状況の報告を行う。
- ニ. 当社グループの各部門は、当社グループ内において事故、障害、損失等が発生した場合に、発生した部門においてその解決にあたりると同時に、当社の他の部門や他のグループ会社へ被害が連鎖又は拡大しないよう対策を講じるため、事故等発生報告書を作成し、リスク管理担当役員に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社グループは、取締役会規程に基づき、取締役会を開催し、法令、定款、取締役会規程で定められた事項を決定し、取締役の業務遂行の監督等を行うことにより、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備する。

- ロ. 当社グループは、組織、指揮命令系統、及び業務分掌並びに決裁制度の運用を定めた組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループは、子会社においても、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づき、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備する。
 - ロ. 当社グループは、関係会社管理規程において、関係会社に対する全般的な管理方針、管理組織について定め、関係会社に関する業務の円滑化及び管理の適正化を図り、関係会社を指導・育成し、相互の利益を促進向上させる。
 - ハ. 関係会社管理規程に基づき、管理業務を担当する部署が関係会社の状況に応じて必要な管理を行うとともに、当社の取締役が子会社の取締役を兼務したり、また当社の監査役が子会社の監査役を兼務することにより、子会社の業務執行状況を監督、監査し、業務の適正を確保する体制を構築する。
 - ニ. 当社グループは、当社グループの取締役が、職務執行に係る事項を当社に対して適時適切に報告する体制を構築する。
 - ホ. 内部監査室は、当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査役以外の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができ、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、取締役等の指揮命令は受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の決定、変更においては監査役との事前協議を要し、同意を得ることとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して、出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて随時、取締役及び使用人に報告を求めることができる。
 - ロ. 当社グループの取締役・使用人等は、監査役に対して、法定事項のほか、当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項や内部監査の実施状況、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告する体制を構築する。
 - ハ. 当社グループの取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - ニ. 内部通報制度による通報状況及びその内容を遅滞なく監査役に報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう対応する。
- ⑧ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、当社グループの取締役・使用人等が、監査役に報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、適正に対応する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社グループは、監査役職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その費用の前払い又は償還等の請求があるときは、当該請求にかかる費用が当該監査役職務の遂行に必要な合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社グループは、監査役が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - ロ. 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、又は重要な文書の閲覧を通じて、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

- ハ. 当社グループは、監査役と代表取締役社長との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努め、内部監査室長・会計監査人は、監査役と十分な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムに関する基本方針に基づき、各業務の適正を確保するための取り組みを以下のように行っております。

①職務執行の適正性及び効率性の向上

当事業年度は定例を含め17回の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

②監査役の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は13回の監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会などの重要な会議へ出席し、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室長との間で定期的に情報交換等を行うことで取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③当社グループにおける業務の適正性の確保

内部監査室長は、内部監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施するとともに、管理業務を担当する部署と連携し財務報告に係る体制の整備を行いました。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計		
当連結会計年度期首残高	545,919	536,999	13,652	△78	1,096,493	198,463	1,294,956
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行	8,850	8,850			17,700		17,700
親会社株主に帰属する当期純利益			254,901		254,901		254,901
自己株式の取得				－	－		－
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						△1,004	△1,004
当連結会計年度変動額合計	8,850	8,850	254,901	－	272,601	△1,004	271,597
当連結会計年度末残高	554,769	545,849	268,554	△78	1,369,094	197,459	1,566,553

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社Avenir
株式会社ヘルスケアDX
株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所
株式会社タスクフォース
株式会社みらい産業医事務所

② 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし建物及び建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
工具、器具及び備品	4年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ のれん 20年で均等償却しております。
- ・ 顧客関連資産 18年以内の効果の及ぶ期間内での均等償却を行っております。

③ 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費 支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

派遣スタッフの取得したポイントの引出しによる支出に備えるため、当連結会計年度において将来引き出されると見込まれる額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年以内に取り対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

イ. メンタルヘルスソリューション事業

産業医クラウド及びELPISに関しては契約開始日から役務提供の履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

セミナー、就業判定等の単発の業務に関しては、サービス提供日が属する月に収益を認識しております。

クリニック運営支援業務に関しては、サービス提供日が属する月に収益を認識しております。

ロ. メディカルワークシフト事業

看護補助者及び医療事務人材サービスに関しては、サービス提供日が属する月に収益を認識しております。

ハ. その他事業

その他事業のうち、メディカルキャリア支援事業においては、医療機関に対して医療関係者を紹介する履行義務を負い、常勤の場合は被転職者の入職日が属する月に収益を認識しており、非常勤医師の場合は、入職日の属する月から毎月発生する給与に応じて収益を認識しております。

また、デジタルマーケティング事業においては、WEB受託制作は、成果物を引き渡す履行義務を負い、成果物の検収日が属する月に収益を認識しております。一方、保守及びマーケティング支援サービスに関しては契約期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 47,173千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来の課税所得を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断したうえで、繰延税金資産を計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得に関する予測は、過去の実績や中期経営計画の売上見込み等を総合的に判断して行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営環境等の変化により、課税所得の見積りの変更が必要になった場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	のれん	顧客関連資産
タスクフォース	1,475,685千円	629,016千円
その他	241,883千円	62,774千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、企業結合で発生したのれん及び顧客関連資産を支配獲得日（取得日）に資産として認識しています。のれんは、取得対価の公正価値が、支配獲得日における識別可能資産及び負債の正味売却額を上回る場合にその超過額として測定されます。顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出される収入等の超過収益の現在価値として算定しております。なお、取得対価は事業計画を前提とした将来キャッシュ・フローに超過収益力を含めて決定しております。

当連結会計年度において、のれん及び顧客関連資産について営業活動から生ずる損益がプラスであること、また、取得時の事業計画の前提に影響を及ぼす経営環境等の著しい悪化は生じておらず将来にわたって継続してプラスとなることが見込まれることから、株式取得時に見込んだ超過収益力は毀損しておらず、のれん及び顧客関連資産について減損の兆候は識別されておられません。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候判断における取得当初の事業計画は、売上成長率、利益率、顧客維持率等の特定の仮定に影響されます。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営環境等の著しい悪化により、超過収益力算定の前提とした取得当初の事業計画の変更が必要になった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 29,044千円

(2) 保証債務

次の会社について、取引先からの仕入債務及びリース債務に対し、債務保証を行っております。

株式会社ポーナルークス 17,528千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,447,300株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式

64株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年3月30日開催の第15期定時株主総会において、次のとおり付議することを予定しております。

普通株式の配当に関する事項

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	104,472 千円
1株当たり配当金額	10円00銭
基準日	2025年12月31日
効力発生日	2026年 3月31日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

866,200株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、自己資金とのバランスを勘案しつつ、将来の事業計画に応じた最適な資金調達を検討する方針であります。資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、長期貸付金は取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、資本業務提携等事業上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスク（支払期日に支払を実行できないリスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

営業債権及び長期貸付金に係る信用リスクについては、社内規程に従い、期日・残高管理を行っており、定期的な信用状況を把握する体制としております。投資有価証券に係る信用リスクについては、継続的に発行体の財政状態、経営成績等についてモニタリングを実施しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、コーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては注記を省略しております。また、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません。(注)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期貸付金 (1年内回収予定の 長期貸付金を含む)	150,017	149,487	530
資 産 計	150,017	149,487	530
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	2,618,937	2,601,512	17,424
負 債 計	2,618,937	2,601,512	17,424

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表に計上した金額は下記のとおりです。

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	58,026

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
長 期 貸 付 金 (1 年 内 回 収 予 定 の 長 期 貸 付 金 を 含 む)	－	149,487	－	149,487
資 産 計	－	149,487	－	149,487
長 期 借 入 金 (1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 を 含 む)	－	2,601,512	－	2,601,512
負 債 計	－	2,601,512	－	2,601,512

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額と当該貸付と同様の貸付において想定される利率で割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益

メンタルヘルスソリューション事業	3,053,543千円
メディカルワークシフト事業	3,269,460千円
その他事業	112,357千円
合計	6,435,361千円

(注) 当連結会計年度より当社グループ内の経営管理区分の見直しに伴い、従来「メディカルキャリア支援事業」、「デジタルマーケティング事業」としていた報告セグメントを「その他事業」に統合しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

区 分	当連結会計年度末残高
顧客との契約から生じた債権	851,781
売掛金	851,781
契約負債	15,802

(注) 契約負債は、顧客との契約に基づき、履行義務の充足前に受領した前受金であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 131円05銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 24円56銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 24円09銭 |

9. 企業結合に関する注記

(企業結合に係る暫定的な処理の確定)

2024年12月18日に行われた株式会社みらい産業医事務所との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の期首において取得原価の当初配分額に重要な見直し反映されており、のれんの金額が43,416千円減少し、顧客関連資産が66,214千円増加、繰延税金資産が22,797千円増加しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2026年2月13日開催の当社取締役会において、インクルード株式会社の株式を100%取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：インクルード株式会社

事業内容： ・ 就労移行支援事業所・自立訓練（生活訓練）事業所ニューロリワーク の運営
・ インクルード相談支援センター の運営
・ ブレインフィットネス研究所 の運営

②企業結合を行う主な理由

インクルード株式会社は、復職支援事業のパイオニアであります。

当社グループは、産業保健から医療へのアクセス、リワークまでをシームレスに提供することを目標としており、同社の運営する復職支援事業との産業保健事業とのシナジー効果により、更なる成長の加速化が可能であると判断いたしました。

③企業結合日

2026年3月31日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得する議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
現金を対価として株式を取得するためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類

取得の対価（現金） 590,016千円

取得原価 590,016千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 20,000千円（見込額）

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内容

現時点では確定しておりません。

（ストックオプションとしての新株予約権の発行）

当社は2025年12月12日の取締役会において、有償ストック・オプション（第14回新株予約権）を発行することについて決議し、2026年1月23日付で発行いたしました。

一. 本新株予約権発行の目的

当社グループにおける中期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社グループの役職員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

二. 本新株予約権の概要

第14回新株予約権の発行要項は以下の通りであります。

1. 新株予約権の数

1,290 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式

129,000 株とし、下記3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025 年12 月11 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金841 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2029年4月1日から2036年1月22日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2028年12月期から2032年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様。）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書。以下同様。）から求められるEBITDAが下記(a)に定められる水準を超過した場合付与された新株予約権を行使することができる。

(a) EBITDA が2,000 百万円を超過した場合

なお、当該EBITDA の計算においては当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書に記載された営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額、顧客関連資産償却額及び株式報酬費用並びに、M&A に関連する株式取得・売却関連費用（連結損益計算書の販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額として注書きされた金額を含むM&A に関連する株式取得・売却関連費用）を加算した額とする。また、上記におけるEBITDA の判定に際して適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除するために判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2026 年1月23 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 上記 (1) 及び (2) の規定にかかわらず、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株

予約権を定めるものとする。

- (4) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、第三者算定機関が算定する当該日における本新株予約権の公正時価で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

る。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年1月23日

9. 申込期日

2026年1月15日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 2名 600個

当社監査役 1名 50個

当社従業員 2名 150個

当社子会社取締役 4名 350個

当社子会社従業員 4名 140個

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		自己株式			株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
				繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	545,919	537,019	537,019	△177,435	△177,435	△78	905,425	198,463	1,103,888
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	8,850	8,850	8,850				17,700		17,700
当 期 純 利 益				433,822	433,822		433,822		433,822
自己株式の取得						-	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								△1,004	△1,004
当 期 変 動 額 合 計	8,850	8,850	8,850	433,822	433,822	-	451,522	△1,004	450,518
当 期 末 残 高	554,769	545,869	545,869	256,387	256,387	△78	1,356,948	197,459	1,554,407

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ・その他有価証券

市場価格のない株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費 支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年以内に取り対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

イ. メンタルヘルスソリューション事業

産業医クラウド及びELPISに関しては契約開始日から役務提供の履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

セミナー、就業判定等の単発の業務に関しては、サービス提供日が属する月に収益を認識しております。

ロ. デジタルマーケティング事業

WEB受託制作については、成果物を引き渡す履行義務を負い、成果物の検収日が属する月に収益を認識しております。また、保守及びマーケティング支援サービスに関しては契約期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	41,818千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来の課税所得を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断したうえで、繰延税金資産を計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得に関する予測は、過去の実績や中期経営計画の売上見込み等を総合的に判断して行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

経営環境等の変化により、課税所得の見積りの変更が必要になった場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

株式会社タスクフォース	2,220,846千円
-------------	-------------

その他	521,785千円
-----	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により純資産を基礎とした実質価額が帳簿価額よりも著しく低下した場合には、将来の回復可能性を十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて実質価額まで評価損を計上しますが、買収等により取得した関係会社株式については、超過収益力等が認められる場合にはそれらを実質価額に反映させて判定しております。

当該超過収益力等の金額の算出に用いた主要な仮定については、連結計算書類の「3. 会計上の見積りに関する注記（のれん及び顧客関連資産の評価）」に記載の仮定と同一であります。

なお、関係会社の業績悪化、事業計画や市場環境の変化等により見積りに変化が生じた場合には、翌事業年度以降の計算書類において、関係会社株式の評価に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,404千円

(2) 保証債務

次の会社について、取引先からの仕入債務に対し、債務保証を行っております。

株式会社ポーナルークス 6,031千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 418,723千円

② 長期金銭債権 361,867千円

③ 短期金銭債務 291千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 810,561千円

その他取引高 700千円

営業取引以外の取引高

受取利息 8,685千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 64株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,976千円
貸倒引当金	658千円
資産除去債務	1,769千円
株主優待引当金	36,463千円
ソフトウェア償却超過額	1,117千円
繰延税金資産小計	43,986千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△2,167千円
評価性引当額合計	△2,167千円
繰延税金資産合計	41,818千円
繰延税金資産の純額	41,818千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 Avenir	所有 直接 100.0%	役務の提供、資金の融通、役員 の兼任、経営の 管理、業務の委 託	役務の提供 (注1)及び 経営指導料の 受取(注2)	717,321	売掛金	256,238
				資金の貸付	200,000	短期貸付金	66,672
						長期貸付金	88,880
子会社	株式会社 ヘルスケア DX	所有 直接 100.0%	役務の提供、資金の融通、役員 の兼任、経営の 管理、業務の委 託	資金の貸付	290,000	短期貸付金	50,425
						長期貸付金	272,987

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉のうえ決定しております。
2. 当社の管理部門にかかる経費のうち両社で負担すべきと判断した経費について、一定の負担割合に基づいて決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	129円89銭
(2) 1株当たりの当期純利益	41円80銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	41円00銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2026年2月13日開催の当社取締役会において、インクルード株式会社の株式を100%取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細は、「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は2025年12月12日の取締役会において、有償ストック・オプション（第14回新株予約権）を発行することについて決議し、2026年1月23日付で発行いたしました。

詳細は、「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。